

会 議 録

会 議 名	豊田市農業振興地域保全対策協議会 代表者会議
日 時	令和5年7月14日(金) 10時00分～11時00分
会 場	東庁舎7階大会議室3・4
出席委員	<p>豊田市産業部農林振興室 室長 高部 広明</p> <p>愛知県豊田加茂農林水産事務所農政課 主幹 菱田 康一</p> <p>豊田土地改良区 技術専門監 矢頭 更三(代理出席)</p> <p>みよし土地改良区 事務局長 黒川 実</p> <p>明治用水土地改良区 財務課長 植村 友裕</p> <p>金山揚水土地改良区 理事長 清水 誠二</p> <p>愛知用水土地改良区 三好事務所 所長 福田 光太郎</p> <p>藤岡土地改良区 事務局長 永井 久司</p> <p>下山土地改良区 事務局長 酒井 正樹</p> <p>旭土地改良区 事務局長 松井 範一</p> <p>あいち豊田農業協同組合営農企画課 課長 大津 好史</p> <p>農業生産法人 株式会社 中甲 代表取締役 杉浦 俊雄</p> <p>農事組合法人 若竹 代表理事 牧 和範</p> <p>農事組合法人 柳塚会 代表理事 有我 保</p> <p>農事組合法人 逢妻 代表理事 菅沼 浩</p> <p>豊田市農業委員会事務局 局長 小木曾 哲也</p> <p>豊田市産業部農林振興室農地整備課 課長 成瀬 賢治</p> <p>豊田市産業部農林振興室農業振興課 課長 鶴田 真太郎</p> <p>豊田市産業部農林振興室農政企画課 課長 疋田 一男</p> <p>愛知県 豊田警察署 生活安全課 課長代理 齋藤 昌良(オブザーバー)</p> <p>愛知県 足助警察署 生活安全課 係長 久嶋 康弘(オブザーバー)</p>
欠席委員	有限会社 はっぴー農産 代表取締役 黒野 貴義
事務局	<p>農政企画課 副課長 大上 良典</p> <p>担当長 安藤 康朗</p> <p>主 査 加藤 和紘</p> <p>主 査 太田 美紗子</p> <p>主 査 瀧下 和真</p>
傍聴人	なし

1 あいさつ

(高部会長)

- ・本協議会の代表者会議は、令和4年8月の第3回会議以来、約11カ月ぶりの通算4回目開催となる。一方、農振除外の個別案件について担当者同士が情報共有・意見交換をする実務者会議については、随時開催している。
 - ・農業を取り巻く状況は気候変動、鳥獣害、飼料・肥料価格の高騰等、厳しい状況が続いている。優良農地の適正な保全は食料を安定供給するための土台であり、これは本協議会の目的とするところである。本日集まっていたいただいたみなさまの活発な意見交換をお願いしたい。
- (事務局)

- ・令和5年度から人事異動で新たに委員等になられた方から自己紹介を依頼
→5名の方から挨拶
(愛知用土地改良区 三好事務所 福田様、あいち豊田農業協同組合 大津様、農事組合法人若竹 牧様、農地整備課 成瀬課長、農業振興課 鶴田課長)
- ・議事に入る。議事進行は高部会長

2 豊田市農業振興地域保全対策協議会の概要

(事務局) 加藤主査説明

(1) 農振法の概要

- ・農用地区域とは、農業振興地域整備計画で農業上の利用を確保すべき土地として市が指定した区域で農地の中でも特に守るべき優良農地のこと。
- ・農地で住宅・工場・物流施設等を建設する場合は農振除外や農地転用の手続きが必要となる。
- ・農用地区域は原則開発行為が禁止されており、農用地区域から除外するためには農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の1号から6号までの6項目全てを満たさなければならない。いわゆる農振除外の6要件である。
- ・令和4年度農振除外を求める相談があっても認めなかった農用地区域の延べ面積は、合計254件315.32haで、やむを得ず農振除外を認めた面積は合計69件17haであった。

(2) 協議会の目的・体制

- ・農業振興地域保全対策協議会は市、県、JA、土地改良区、農事組合法人が参加している会議体で、計21機関に参画いただいている。
- ・協議会の目的は、関係機関の連携を確保し、農用地区域における開発等に関する情報や考え方を共有することで、農用地の適正な保全を図ることである。
- ・協議会設置以前は、関係機関との協議・情報共有の場の不足や、担当者が持つ人脈に頼った調整といった問題点があった。これを受け、情報共有の場を創出し、担当が変わってもつながりが継続できるよう組織単位でのつながりを仕組み化することが設置の背景となっている。
- ・協議会設置のメリットは、以下の3点である。
 - ① 関係機関が農振除外の考え方を共有できていること。
 - ② 農振除外の情報を事業が確定する前の事前相談段階で共有できていること。
 - ③ 農振除外の審査を関係機関から収集した情報に基づいた審査が可能となったこと。

(3) 協議会の進め方

- ・協議会は代表者会議と実務者会議の二層構造になっている。
- ・代表者会議は、各機関の代表者が参加し、参画機関の連携合意や農振除外方針の共有を図るため、年1回公開にて開催される。
- ・実務者会議は、必要に応じてその都度各機関の実務担当者で集まり、個別案件の情報共有や意見聴取を行うものである。
- ・市農政企画課の窓口で除外相談があった案件について、実務者会議にて情報共有、意見聴取を行い、最終的に市農政企画課が除外の可否を判断するという流れになる。

3 農振除外相談事例

(1) 事業系 困難事例の報告について

(事務局) 安藤担当長説明

4 令和5年度の取組について

(事務局) 瀧下主査説明

(1) 豊田市農業振興地域整備計画の見直しについて

- ・令和7年度に豊田市農業振興地域整備計画の見直しを予定している。

(2) 農地集積事業支援事業（畦畔除去補助金）について

- ・令和5年4月から農地集積支援事業（畦畔除去補助金）を開始している。補助対象は、複数の農地間を区切る畦畔を除去した場合に、畦畔1本につきその畦畔に接する農地の土地所有者1名あたりに3万円補助する制度である。

5 その他

- ・実務者会議を開催する基準があれば、教えていただきたい。また、農地転用後に営農者に対する補償制度があるか教えてほしい。(明治用水土地改良区 植村様)

⇒実務者会議を開催する具体的な基準は無いが、農振法第13条第2項4号で記載のある耕作者への影響等について、確認すべき事項に疑義が生じた場合に逐次、開催している。また、農政企画課では、農地転用後に営農者への補償制度は実施していない。

(農政企画課 瀧下主査)

- ・先日、発生した大雨で被害を受けた農地もあるが、農地整備課には農地の修繕等にご協力いただき感謝申し上げます。開発で土地改良施設が管理できない状態になっている。将来も管理ができない施設がある。これからの施設を徐々に市へ移管している段階である。引き続き対応をお願いしたい。(豊田土地改良区 矢頭様)

(高部会長)

- ・その他連絡事項なし
- ・以上で議題を終了する。

(事務局)

- ・終了のあいさつ